

令和8年2月4日
保健福祉政策部国保・年金課

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

1 主旨

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「都広域連合」という。）及び都内の62区市町村は、令和6・7年度に引き続き、令和8・9年度に独自の保険料増加抑制策を実施する。

令和8年1月29日開催の都広域連合議会において、保険料軽減措置を含む令和8・9年度保険料率等が決定したので、地方自治法に基づき、関係区市町村の協議による「東京都後期高齢者医療広域連合規約」の一部変更が必要となった。協議については、地方自治法において構成する区市町村議会の議決を要するとされているため、令和8年第1回区議会定例会に当該議案を提出する。

2 変更の要点

保険料軽減のため、区の一般会計で支弁する負担金の割合を、令和6・7年度に引き続き、令和8・9年度の2年間について、(1)の項目における区市町村の負担割合を100%として、「東京都後期高齢者医療広域連合規約」附則に定める。

(1) 都広域連合独自の特別対策等にかかる負担金

①審査支払手数料相当額

医療機関からの診療報酬明細書等の審査及び医療給付費等の支払いに要する経費

②財政安定化基金拠出金相当額

保険料が予定した収納率を下回ることによる収入不足や、想定以上に医療費が膨らみ財源不足となった場合に、資金の交付・貸付を行うための基金への拠出金

③保険料未収金補填分相当額

保険料賦課額と保険料収納額との差額（未納額）に係る負担金

④葬祭費相当額

被保険者の葬儀に対して給付する葬祭費に係る負担金

⑤保険料所得割額減額分相当額

低所得者に対する所得割額の軽減に係る負担金

(2) 規約変更時期

令和8年4月1日

3 案文

別紙1のとおり

4 新旧対照表

別紙2のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 第1回区議会定例会で「東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議」上程

4月 改正規約施行

別紙 1**東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約**

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則**(施行期日)**

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 後	改 正 前								
1条～第19条 (略)	第1条～第19条 (略)								
附 則	附 則								
1～4 (略)	1～4 (略)								
5 令和8年度分及び令和9年度分 の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	5 令和6年度分及び令和7年度分 の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント								
備考	備考								
<p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人団による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p>	<p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人団による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p>								
となるのは、	となるのは、								
「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）	「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">負担割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">100パーセント</td></tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント								
項目	負担割合								
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント								

保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）																								
<p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <table border="1" data-bbox="249 323 1035 573"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント	<p>4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費</p> <table border="1" data-bbox="1230 323 2068 573"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント
項目	負担割合																								
審査支払手数料相当額	100パーセント																								
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント																								
保険料未収金補填分相当額	100パーセント																								
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント																								
葬祭費相当額	100パーセント																								
項目	負担割合																								
審査支払手数料相当額	100パーセント																								
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント																								
保険料未収金補填分相当額	100パーセント																								
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント																								
葬祭費相当額	100パーセント																								
<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和8年4月1日現在</u>の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」</p> <p>とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、<u>令和6年4月1日現在</u>の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」</p> <p>とする。</p>																								

附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変

更後の規約」という。) 附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金(以下単に「関係区市町村の負担金」という。)について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2 (略)

別表第1・別表第2 (略)

【参考】

●令和8・9年度保険料率【確定値】

		令和6・7年度	令和8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300 円	53,300 円	6,000 円	12.7%
	子ども・子育て支援分		1,300 円	1,300 円	
所得割率	医療分	9.67%	9.88%	0.21 ポイント	2.2%
	子ども・子育て支援分		0.26%	0.26 ポイント	
賦課限度額	医療分	800,000 円	850,000 円	50,000 円	6.3%
	子ども・子育て支援分		21,000 円	21,000 円	
一人当たり平均保険料額（東京都）		111,356 円	127,400 円	16,044 円	14.4%

●令和7年10月算定案

		令和6・7年度	令和8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300 円	51,100 円	3,800 円	8.0%
	子ども・子育て支援分		1,300 円	1,300 円	
所得割率	医療分	9.67%	9.60%	▲0.07 ポイント	▲0.7%
	子ども・子育て支援分		0.25%	0.25 ポイント	
賦課限度額	医療分	800,000 円	800,000 円	0 円	0%
	子ども・子育て支援分		20,000 円	20,000 円	
一人当たり平均保険料額（東京都）		111,356 円	123,827 円	12,471 円	11.2%